

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等	
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 大森 豊緑 電話番号:03-5521-8349 E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp	
評価実施時期	平成25年2月18日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止する。	
内容	解体等工事の受注者(工事施工者)は、当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否かの調査結果等を、発注者に説明するとともに、解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。	
	関連条項	改正後の法第18条の17
必要性	近年、特定建築材料(吹き付け石綿等)が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。	
費用		
	遵守費用	受注者から発注者への調査結果の説明を行うための書面作成の作業及び説明に要する費用等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。
	行政費用	新たな負担は発生しない。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	発注者又は自主施工者において、特定建築材料の使用状況が把握され、対策の必要性について十分に認識することが制度的に担保されることにより、大気汚染防止法に基づく発注者に義務づけられている特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出が適切に行われること及び特定建築材料の除去に要する費用を含む契約が推進されることにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築することができる。 さらに、受注者(工事施工者)による事前調査の実施及び調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。	
想定される代替案		
代替案①	解体等工事の発注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査を実施するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。	
	費用	
	遵守費用	実際には発注者が事前調査を本體工事と分離発注するため、改正案で想定する一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。
	行政費用	新たな費用は発生しない。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。
	便益	代替案①では、調査の実施主体が関係法令(労働安全衛生法、建設リサイクル法)と異なることにより手続きが煩雑となり、現場に混乱を生ずる可能性がある。また、発注者が調査義務が課されている解体等工事か否かを判断することは困難であるとともに、発注者が調査実施に必要な専門的知識を十分に有さない場合には適切な調査が実施されない等の問題の発生の懸念がある。

想定される代替案		
代替案②	特定建築材料の調査に関する指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	新たな負担は発生しない。
	行政費用	行政指導に要する費用が発生する。
	その他の費用	新たな負担は発生しない。
便益	代替案②のみでは、指針の遵守が任意であり、法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、届出が適切に行われず、石綿の飛散防止対策の確実な遵守を担保することはできない。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>費用:改正案では、受注者(工事施工者)から発注者への調査結果の説明等を行うための書面の作成等が発生する。また、代替案①では実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。代替案②では、行政指導に要する費用が発生する。</p> <p>便益:改正案は、現状、代替案②に比べ、特定建築材料の調査の確実かつ適正な履行が担保されるとともに、工事の費用負担者である発注者が、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識することとなるため、石綿の飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。また、代替案①と比較して、現状も、特定粉じん排出等作業の届出の前提行為として、受注者(工事施工者)が特定工事に該当するか否かの事前調査を行っていることと整合するとともに、調査の実施主体が石綿除去に係る法令(労働安全衛生法、建設リサイクル法)と齟齬がないことにより、適切に調査が実施されないというような問題の発生の懸念が少ない。</p> <p>さらに、受注者(工事施工者)による事前調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。</p> <p>改正案が実施されることで、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(平成25年2月中央環境審議会答申)(抄)</p> <p>現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業者等が事前調査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。</p> <p>しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないという問題が指摘されている。こうした場合、当該届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場については、都道府県等は把握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。</p> <p>(中略)</p> <p>建築物の解体工事等(改造、補修を含む)に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>また、発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、工事を請け負おうとする建設業者から発注者への事前調査の結果や届出事項に関する説明を、法令上の義務として規定することが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。</p>

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 】

規制の内容	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	電話番号：03-5521-8349	E-mail：kanri-kankyo@env. go. jp
評価実施時期	平成25年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る石綿飛散防止対策の更なる強化を図る。</p> <p>【内容】 解体等工事の受注者（工事施工者）は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査結果等を、発注者に説明するとともに、解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】 近年、特定建築材料（吹き付け石綿等）が使用されている建築物や煙突の解体等工事において、石綿の飛散事例が確認されるとともに、平成30～40年頃をピークに、全国的にこれらの建築物等の解体・改修工事が増加することが予想されることから、建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要。</p>		
	関連条項	改正後の法第18条の17	
想定される代替案	代替案① 解体等工事の発注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。		
	代替案② 特定建築材料の調査に関する指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	受注者から発注者への調査結果の説明を行うための書面作成の作業及び説明に要する費用等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。	実際には発注者が事前調査を本體工事と分離発注するため、改正案で想定する一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。	新たな負担は発生しない。
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	行政指導に要する費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	発注者又は自主施工者において、特定建築材料の使用状況を把握され、対策の必要性について十分に認識することが制度的に担保されることにより、大気汚染防止法に基づく発注者に義務づけられている特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出が適切に行われること及び特定建築材料の除去に要する費用を含む契約が推進されることにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築することができる。 さらに、受注者（工事施工者）による事前調査の実施及び調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。	代替案①では、調査の実施主体が関係法令（労働安全衛生法、建設リサイクル法）と異なることにより手続きが煩雑となり、現場に混乱を生ずる可能性がある。また、発注者が調査義務が課されている解体等工事か否かを判断することは困難であるとともに、発注者が調査実施に必要となる専門的知識を十分に有さない場合には適切な調査が実施されない等の問題の発生の懸念がある。	代替案②のみでは、指針の遵守が任意であり、法令に基づく適正な事前調査及び飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性が工事の費用負担者である発注者に十分認識されないこと等により、届出が適切に行われないなど、石綿の飛散防止対策の確実な遵守を担保することはできない。

<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：改正案では、受注者（工事施工者）から発注者への調査結果の説明等を行うための書面の作成等が発生する。なお、個別の費用については、各施設の規模等により異なると想定され、推計することは困難である。また、代替案①では実際には発注者が事前調査を本体工事と分離発注するため、改正案で想定される一体的に発注する場合と比べて費用がかさむ可能性がある。代替案②では、行政指導に要する費用が発生する。</p> <p>便益：改正案は、現状、代替案②に比べ、特定建築材料の調査の確実かつ適正な履行が担保されるとともに、工事の費用負担者である発注者が、法令に基づく適正な事前調査・飛散防止対策に係る費用を負担することの必要性を認識することとなるため、石綿の飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。また、代替案①と比較して、現状も、特定粉じん排出等作業の届出の前提行為として、受注者（工事施工者）が特定工事に該当するか否かの事前調査を行っていることと整合するとともに、調査の実施主体が石綿除去に関する法令（労働安全衛生法、建設リサイクル法）と齟齬がないことにより、適切に調査が実施されないというような問題の発生の懸念が少ない。</p> <p>さらに、受注者（工事施工者）による事前調査結果の解体等工事の場所での掲示については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則においても義務付けられており、この取組を活用して、大気汚染防止の観点から、周辺住民への情報開示の推進を図ることができる。</p> <p>改正案が実施されることで、特定粉じん排出等作業の現場における石綿飛散防止対策が適切に実施され、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができるため、改正案は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月中央環境審議会答申）（抄）</p> <p>現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業者等が事前調査を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。</p> <p>しかしながら、事前調査が適切に実施されていないため石綿が使用されているにもかかわらず、それに「気づかない」あるいは「ない」という認識のもとで届出がなされないという問題が指摘されている。こうした場合、当該届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場については、都道府県等は把握できず、特定建築材料の使用状況や飛散防止対策の状況を確認することが困難である。</p> <p>(中略)</p> <p>建築物の解体工事等（改造、補修を含む）に先立ち、適切な事前調査を行い特定建築材料の使用状況を把握することにより、飛散リスクに適切に対応できる仕組みを構築するため、大防法において事前調査の実施を義務付ける必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>また、発注者が個人や小規模事業者であっても届出義務を適切に履行できるようにするためには、工事を請け負おうとする建設業者から発注者への事前調査の結果や届出事項に関する説明を、法令上の義務として規定することが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	